

平成二十四年（二〇一二）七月

山形大学紀要（社会科学）第四十三巻第一号別刷

教 皇 改 革 (三)

関
口
武
彦

論 說

教 皇 改 革 (三)

関 口 武 彦

目次

- 一 叙任権闘争の収束と第一ラテラノ公会議
- 二 一一三〇年のシスマ
- 三 第二ラテラノ公会議
- 四 改革教皇権の終焉

ヴィエンヌ大司教ギーはブルゴーニュ伯家の出身である。初代ブルゴーニュ伯オットーⅡギヨーム(一〇二六年没)の曾孫にあたり、ギーの大叔母はポワトゥー伯ギヨーム三世に嫁いだアグネスである。彼女の娘で同名のアグネスは皇帝ハインリヒ三世の後になった。ちなみにギーは後にフリードリヒ一世Ⅱバルバロッサに嫁いだベアトリクスの大叔父にあたる。つまりブルゴーニュ伯家はザリエル朝、シュタウフェン朝と親戚関係にあるヨーロッパの名門といつてよい。⁽¹⁾ギーの兄

ユーグはブザンソン大司教であった。ギーは教皇就任直後にハインリヒ五世に書簡をおくり、平和の回復が急務であると血縁の誼みに訴えて主張した。「教会はキリストに属するものを保持し、皇帝は彼に属するものを所有すべきである」⁽²⁾と。ハインリヒはポンテ・マンモール協定によって叙任権を強制的に手にしたときが権力の絶頂であり、以後急速に彼の威勢は下り坂に向った。一一一五年二月にヴェルフエスホルツ Welfesholz の戦いでザクセン公に敗れ、ドイツ北部と東部を失った。ザクセンの反抗勢力はローマ教皇庁と連絡をとり、一一一五年夏には教皇特使がドイツで活動を再開した。⁽³⁾

一一一六年三月、ハインリヒは前年に世を去ったトスカーナ女伯マティルダの所領を相続するためにイタリア遠征の途についた。翌年の復活祭にハインリヒと皇妃マティルダはブラガ大司教マウリティウスによってローマで戴冠された。翌一一一八年三月に、皇帝はゲラシウス二世に対抗するためにマウリティウスを対立教皇に擁立した。グレ

ゴリウス八世がこれである。ハインリヒがドイツを留守にしている間にパレストリーナの司教枢機卿コーノはドイツで反皇帝キャンペーンを繰り広げ、ケルン、フリッツラールに教会会議を召集した。⁽⁴⁾ 一一九九年のドイツは絶え間ない戦乱に見舞われ、神の平和の誓約も守られない状態がつづいた。年代記作家エッケハルトによれば、ハインリヒは「帝国全域の司教および諸侯の使節に迫られて」《*totius regni sacerdotum atque procerum nunciis compulsi*》諸侯会議の開催に踏み切ったという。⁽⁵⁾ 六月にトリブルで催された諸侯会議には教皇使節も招かれて出席し、十月にランスで開催予定の教会会議に皇帝の出席を要請した。ハインリヒは諸侯の決議にもとづいて行動することを誓い、教会会議にみずから出席する意志を表明した。諸侯のあいだには叙任権問題を早急に解決して教会との和平を達成したいという気運が高まっていた。かくして九月末にストラスブルでハインリヒと教皇使節が叙任権問題について会談する運びとなったのである。

一 叙任権闘争の収束と第一ラテラノ公会議

交渉の経緯を伝えているのはストラスブルの神学校々長ヘッソである。⁽⁶⁾ 教皇使節は著名なスコラ学者シャロン・シユルマルヌ司教ギヨーム・ド・シャンポーとハインリヒの親戚筋にあたるクリュニー修

道院長ボンスの両名であるが、報告書の中ではボンスの影は薄い。主役はギヨームである。彼は次のように述べた。王が王権と祭司権の平和と一致を望むのであれば、司教と修道院長の叙任権を放棄しなくてはならない。これによって「王権の縮小」《*diminutio regni*》が生ずるわけではない。ギヨームは自身を例に挙げて説明した。自分自身は司教に選出されたときに聖別の前後に王の手から何も受け取らなかったしオマーージュも行わなかったが「貢納、軍役、通行税および昔から国家に属しているすべてのこと」《*de tributo, de militia, de theloneo et de omnibus quae ad rem publicam pertinebant antiquitus*》を王にたいて果している。王から叙任されて、あなた（ハインリヒ）に仕えているドイツの司教に劣らず自分はフランス王に献身的に奉仕している。⁽⁷⁾ と。ハインリヒは説明を聞いて納得し、「さよう、その通りであれば自分はそれ以上は望まない」と語ったという。両使節は十月初頭にランスに向う途上の教皇とパリで会い、交渉経過を報告した。カリクストゥスは協定書作成のために、さらに二名の枢機卿（オステイアの司教枢機卿ランベルトゥスとサンタンジェロの助祭枢機卿グレゴリウス）を付けて再び王のもとに派遣した。一行はヴェルダンとメツスの中間地点でハインリヒに会った。ここで協議が行われ、合意事項が文書化された。十月二十四日にムゾン（ランス東方七〇キロ）で皇帝と教皇が会見して協定書を最終的に確認することが取り決められた

のである。

ランス教会会議は十月二十日（月曜日）に開幕した。⁽⁹⁾二日後に会議をいったん中断して教皇の一行はムゾンに向った。二十三日にムゾンに到着した一行は協定書の文案をもう一度検討した。その結果叙任権の放棄をめぐる国王文書の一節「すべての教会のいっさいの叙任権を放棄する」《Dimitto omnem investituram omnium aeclesiarum》の表現が曖昧であるとして問題になった。⁽¹⁰⁾もしも王が素直に *simpliciter* 行動するのであればこの規定で十分であろうが、王が曖昧さに乗じて何らかの詭計をめぐらすようであれば、その表現に制約を設けなくてはならない。「王が教会の古い所有地をみずからのために請求したり、再びその所有地を司教に授与しないためである」⁽¹¹⁾。つまり教皇側は、レガリアの授与を口実に王が司教叙任を正当化するのではないかと恐れたのである。翌二十四日、ハインリヒは制限条項の追加をもとめる教皇側の提案を拒否した。教皇側は、王が叙任権を放棄する見返りに司教がこれまで帝国に果してきた奉仕を引続き果すようにドイツ司教団に口頭で義務づけると申し出たが、王はこれも退けた。教皇側がめざしたのはフランスの慣習にそった叙任権問題の解決であった。翌日の交渉では相手から譲歩を引き出すために双方が主導権を争った。ハインリヒは、教皇側がもとめている譲歩は諸侯が出席する総会議《*generale colloquium*》で検討されなければならず、彼らとの協議を

またずに叙任権を放棄することはできないと述べて総会議召集のために返答期日の延期をもとめた。⁽¹²⁾カリクストゥスの一行は帰国を決意した。二十六日（主日）に教皇はランスに戻り、夕方のミサに出席している。二十七日の会議では「過労で無力になった」《*prae nimio labore infirmatus*》教皇は終始黙して座ったままであった。⁽¹³⁾教皇にかわってサン＝グリソゴロの司祭枢機卿クレマのヨハネスが交渉のいきさつについて出席者に説明した。ハインリヒは三万の大軍を率いており、一一一年のときのように教皇を捕虜にすることをたくらんでいた。⁽¹⁴⁾と。交渉失敗の責任をハインリヒに転嫁したのである。

ムゾン交渉の失敗の原因については様々な説明がなされている。ツアーチェクは、教皇側の文案修正の要求はハインリヒに対する無法な不意打ち *Überrumpelungsversuch* であり、ハインリヒは諸侯の協力なしに独り決然とこれに立ち向い、帝国の利害を守り抜いたとしてその英雄的な行為を称えた。⁽¹⁵⁾カリクストゥスが二十七日の会議の席で沈黙を押し通し、二十八日の会議を欠席したのは、教皇の精神的動揺と罪悪感のあらわれであったと述べている。⁽¹⁶⁾反教権的なバトスに貫かれた本論文を理解するには、それが執筆された時代背景を考慮にいく必要があるだろう。交渉失敗の責任はカリクストゥスとギヨーム・ド・シャンポーの陰謀にあったとしてハインリヒの潔白を主張した本論者は、後にストロールの研究にも影響を与えた。彼女もまたカリクス

トゥスを定見なき御都合主義者として描き出している。⁽¹⁷⁾ チョドロは、交渉が失敗におわたたのは、カリクストゥスが司祭枢機卿ペトルスⅡピエルオーニをリーダーとする強硬派の圧力に屈して、皇帝が到底容認できない提案をしたからであると述べている。⁽¹⁸⁾ 交渉の失敗をもっぱらハインリヒのせいにした枢機卿ヨハネスも強硬派に属し、ペトルスⅡピエルオーニの一味であったという。⁽¹⁹⁾ しかし、この主張は史料の根拠を欠いている上に、ヨハネスの党派的位置づけにも問題が残るといわねばならない。

ムゾン交渉失敗の原因は、ハラーやシーファーが指摘するように、⁽²⁰⁾ フランス王国の慣習にのっとって叙任権問題を解決しようとしたことにある。フランスでは俗人叙任とオマージュは廃され、レガリアを譲与された被選司教は忠誠誓約だけを王に負った。⁽²¹⁾ 司教は国王の封臣というよりは臣下であり高級役人である。彼の支配権はレーンではなく官職に由来する。彼の職務忠誠はしもべの忠誠であって、本質的にはピエートの一部である。ピエート関係に支えられた司教の服従意識はすでに十一紀前半のシャルトル司教フルベールに認められる。彼はロベール王に宛てた書簡の冒頭で「忠実な奉仕を担う用意があるフルベール」「あらゆる忠実な奉仕を負うフルベール」などと述べている。⁽²²⁾ 十二世紀初頭にフルー修道士ユークがヘンリー一世に献呈した著書『王権および祭司権論』の中で主張していることは、フラ

ンスの实情にかなり近いといつてよい。⁽²³⁾ 王権は祭司権同様に王であり、祭司であるキリストに淵源する。したがって王は神聖な存在であって、聖霊のみちびきによって敬虔な聖職者を司教に任命する権利をもつ。⁽²⁴⁾ これはフンベルトゥスやグレゴリウス七世の思想から著しくかけ離れている。フランス司教の教皇権からの独立意識と王への忠誠心は、教皇といえどもこれを妨げるのは容易ではなかったのである。⁽²⁵⁾ 一方、独立的な諸侯権力が簇生するドイツでは事情はおのずと異なっている。ハインリヒは最小限イギリス的な解決を望んでおり、レガリア給付の見返りにオマージュを取りつけるのは当然であると考えていた。官職と教会領を分離する考えはすでに一一一年以来教皇もこれを認めていたが、⁽²⁶⁾ ハインリヒの失策は、ポンテマンモロ協定によって司教職の霊的シンボルである「指輪と杖による叙任」*investitura virgae et anuli*までも無理やり教皇から奪い取ったことにあるのである。

ムゾン交渉の決裂後、ランス教会会議で非常に教訓的な事件が起きた。十月二十九日に教会会議のカノンが読み上げられた。シモニア異端の禁令に関しては出席者全員の賛同が得られたが、第二条の「俗人の手によるすべての教会と教会領の叙任を全面的に禁止する」*Investituram omnium aecclesiarum et aecclesiasticarum possessionum per manum laicam fieri modis omnibus prohibemus*」

の教令が朗読されると、俗人のみならず聖職者のあいだからも不満の声があがった。彼らは俗人が昔から保有している十分の一税と教会ベネフィスを教皇が取り上げようとしているのではないかと懸念したのである。⁽²⁷⁾ 夕刻になっても抗議はやまなかったのでカリクストゥスは会議を打ち切り、翌日に「より聡明な者たちの助言によつて」《saniori consilio》教令を修正し、提案しなَوْすことにした。最終日（三十日）に公表された教令は「俗人の手による司教職および大修道院長職の叙任を禁止する」《Investituram episcopatum et abbatiarum per manum laicam fieri omnimodis prohibemus》とつうものであった。⁽²⁸⁾

そして一同がこの教令に賛同し承認したのである。当該教令は次の二点を明らかにしている。一つは、俗人叙任禁止の対象から教会領を除くことによつて皇帝側の権利を認めたことだ。ムゾンでは教皇側が勇み足をおかしたことがはっきりしたのである。もう一つは、俗人叙任禁止の対象を上級教会に限り、私有教会に対する俗人領主の長年にわたる権利を承認した。⁽²⁹⁾ こうしてポンティマンモロ協定とムゾン交渉失敗の経験を経て争点が明確になり、解決策が絞られていったといえるよう。

カリクストゥスは一一二〇年六月にローマに入った。翌年四月には対立教皇マウリティウスがストリで捕虜になり、南伊のラッカーヴァ修道院に幽閉された。一一二一年九月二十九日（聖ミカエルの祝日）

に「全王国の諸侯会議」《conventus totius regni principum》が皇帝の出席のもとにヴェルツブルクで開幕した。討議は一週間つづいた。皇帝はすべての問題が「彼自身の判断や数名の側近の要求によつてではなく、諸侯の決議にもとづいて決定されること」⁽³⁰⁾に同意した。さらに「皇帝と王国のあいだの争い」《controversia inter dominum

imperatorem et regnum》に関して会議は六項目を確認した。そのうちの第一項は「皇帝は使徒座に従順であること、教会の皇帝に対する異議申立ては諸侯の助言と助力にもとづいて皇帝と教皇のあいだで解決されること、確実で永続的な平和が達成されるべきこと、そのために皇帝は彼自身と王権に属するものを所有し、教会と各人はみずからの財産を平穏かつ平和裡に所有すること」⁽³¹⁾を定めた。エッケハルトは、当会議で「レガリアと国庫は王に、教会固有領は教会に」⁽³²⁾帰属することが決議されたと述べている。当会議において皇帝と王国が区別され、諸侯はみずからの理解によれば王国を体現したのである。⁽³³⁾ 王国regnumと諸侯principesの同一視は一一一一年以降に始まり、一一一九年すぎに一段と進んだといわれている。⁽³⁴⁾ 当会議ではローマ教皇との和平交渉をすすめるために使節の交換が決議された。

一一二二年六月に、カリクストゥスは翌年にローマで開催予定の公会議の召集令状を発送した。⁽³⁵⁾ 教皇自身も年内の平和条約締結には自信をもっていたように思われる。八月上旬にランベルトゥス、サクソ、

そしてグレゴリウスの三名の枢機卿使節がハインリヒとの交渉のためにドイツに赴いた。そして九月二十三日にウォルムス協約が成ったのである。ここでは一一〇七年のイギリスの解決策が参考にされた。⁽³⁶⁾ 皇帝と教皇はそれぞれ文書を交換して互いの権利を確認した。ハインリヒは、カトリック教会に対して「指輪と杖によるいっさいの叙任権」を放棄し「教会法上の選挙と自由な叙階」を承認した。またローマ教会に「聖ペトロの財産ならびにレガリア」の返還を約束し、戦乱中に奪われた聖俗界人の財産を旧所有者に返還することを了承した。これらはすべて「諸侯の同意と助言にもとづいて」取り決められたのであり、聖俗界からそれぞれ九名ずつ合計十八名の諸侯が当文書に署名した。他方、教皇文書では、カリクストゥスはドイツ王国の司教、大修道院長の選挙が「皇帝の面前で」行われることに同意した。分裂選挙が生じたときには首都大司教と属司教の助言ないし裁定をまつて、是非の判断が皇帝にゆだねられた。被選者は皇帝から笏によってレガリアを受領し「このことから汝（皇帝）に対して法的に負っている義務」[*quae ex his iure tibi debet*]を果すように求められた。直接的な言及は避けているが、これがオマーージュを指しているのは明白である。帝国の他地域（イタリア、ブルゴーニュ）では叙階から六か月以内に笏によるレガリアの授与がなされ、受領者は皇帝に対してオマーージュの義務を負った。ただし「ローマ教会に属することが認められて

いるすべてのものはこの限りではない」。これは皇帝文書にみられる「聖ペトロの財産ならびにレガリア」[*possessiones et regalia beati Petri*]（聖ペトロ世襲領）を指していると考えられる。⁽³⁷⁾ カリクストゥスが皇帝に与えた文書は、文面から判断するかぎりでは、その効力は限定的である。⁽³⁸⁾ 当該文書はハインリヒ個人に与えられており、皇位継承者への言及はない。したがってハインリヒ五世の死によって協約文書は失効する。しかしエッケハルトは叙任権の放棄が「教会の恒久法 *perpetuum ius* として」また「王国の名誉を保持するために」なされたとして述べており、ウォルムス協約の永続的性格を示唆している。ハインリヒ五世の後継者ザクセン公ロータールも自身が協約に拘束されていると考えていたのである。ウォルムス協約によってひとまず和平が達成された。レガリア授与の見返りに忠誠誓約とオマーージュを皇帝に負う高位聖職者の主従関係を、レーン法的に解釈するみちがここに開かれたのである。⁽⁴⁰⁾ 十二月十三日にカリクストゥスは和平達成の喜びと祝福をハインリヒに伝え、聖ペトロのレガリア返還を協議すべく使節の派遣を要請した。⁽⁴¹⁾

年が明けて一一二三年三月にローマで公会議が開催された。⁽⁴²⁾ 教皇によって召集され、しかも西欧で開催された公会議は第一ラテラノ公会議をもって嚆矢とする。会議は三月十八日に開幕し、二十七日までつ

づいた。シユジェールによると出席した司教は三百人を越えたという⁽⁴⁵⁾。

当会議でウォルムス協約が承認された。ライヒェルスベルクのゲルホーの報告によれば、ドイツの司教が王の面前で選出され、被選司教は王笏によってレガリアを授与されるというくだりが朗読されると、

多くの参列者が「不賛成、不賛成」《non placet, non placet》を連呼して議場は一時混乱したという。教皇が和平達成のためにはやむを得ない手立てであったと説明して、ようやく強硬派を抑えることができた⁽⁴⁶⁾。しかし協約の反対者が少なからず存在したという事実は、七年後のシスマを考えるとときにきわめて重要な意味をもってくる。当会議で決議された十七条のカノンの中には以前の教会会議で制定されたものが少なくない。最も注目すべき教令は在俗・律修両教会において司教権の優位と司教の司牧責任を定めた第四条と第十六条の規定であらう。第四条は「大助祭、大司祭、聖堂参事会長、司祭長は司牧ならびに教会の聖職禄を司教の判断と同意なしに第三者にゆだねてはならない⁽⁴⁷⁾」と述べ、司牧と教会財の管理権が司教の判断と権力のうちにあると定めた。第十六条は、修道士は謙遜の心をもって教区司教に服従すべきであると言い、次のように規定した。「修道士は何処においても公誦ミサを司式してはならない。修道士は病人を見舞ったり、終油や悔悛の秘跡を授けてはならぬ。修道士の管理が認められている教会では、修道士は教区司教が遣わした司祭だけを受け入れるべきであり、司祭

は引き受けた司牧については司教に責任を負わなくてはならない⁽⁴⁸⁾」。第四条と第十六条はワンセットになって在俗・律修両教会における司教権の優位と司教の司牧責任を強調しており、今後の改革の方向を鮮明にしたといつてよい。

第一ラテラノ公会議では十七条の教令のほかに五つのカノンが制定されたと考えられている⁽⁴⁹⁾。このうちカノン第十八条と第十九条が注目される。「小教区教会においては司祭は司教によって任命されなければならない、司祭は司牧と司教に属するものについては司教に責任を負わねばならない。司祭は司教の同意なしに俗人から十分の一税と教会を受け取ってはならぬ。さもないと教会罰を科せられよう⁽⁵⁰⁾」(第十八条)。「修道院とその教会がグレゴリウス七世のときから現在にいたるまで司教に行ってきた奉仕を我々もまた了承する。「司教」教会および司教の所有地を修道院長もしくは修道士が三十年間「の占有」によって取得することを全面的に禁止する⁽⁵¹⁾」(第十九条)。第十八条は小教区教会と司祭に対する司教の統制強化を打ち出したものであり、第十九条は修道士の教区司教への従属を規定し、司教および司教教会の所有地について三十年間の占有による取得時効を禁じている。修道士による司教財産の蚕食を警戒したカノンである。ヒエラルヒー末端への教皇権の浸透は教区司教権の確立なしには実現しえないからである。ベネディクト修道制に対する司教の攻勢については以前に論じたの

で詳述を控えるが⁽⁵⁰⁾、ランス教会会議ではクリュニーの免属特権が非難、攻撃のまよになった。リヨン大司教フンバルドゥスは、クリュニー修道院長がマコン司教の所有権下にある小教区教会や十分の一税を奪い、司教に対する服従義務に違反したという理由でボンスを訴えたのである（十月二十七日）⁽⁵¹⁾。翌日、枢機卿クレーマのヨハネスがクリュニー

は「聖性の模範」であり、教皇直属の修道院であると弁護してひとまずクリュニーへの批判をかわしたが、これ以後ブルゴーニュの司教はあからさまにクリュニーに敵対的な態度をとるようになったとオルデリック・ヴィタリスは述べている⁽⁵²⁾。カリクストゥス自身もクリュニーにさして同情的ではなかった。この点は教皇がクリュニーに発給した免属特許状からもうかがわれる。ウルバヌス二世は叙階や聖別のために自由に司教を選ぶ特権をクリュニーとその支院に与えたが、カリクストゥスの一一二〇年二月二十二日付けの特許状はこの特権をクリュニー本院だけに限定して免属特権の縮小化をはかっている⁽⁵³⁾。ボンスは一一二二年に修道院長を辞任し、エルサレムに向けて旅立った。帰国後、修道院長復帰をくわだてたという理由でホノリウス二世によって破門され、ローマで獄死している（一一二六年十二月）⁽⁵⁴⁾。ラテラノ公会議ではモンテカッシーノ修道院長がクリュニーとほぼ同じ理由で司教団の攻撃にさらされた⁽⁵⁵⁾。同院修道士が教会、ヴィラ、城塞、十分の一税、供物、埋葬権などを無断で所有しているとして在俗聖職

者の非難を浴びたのである。修道院長オデリシウスは一一二六年三月に教皇ホノリウスによって罷免された。ラテラノ公会議の直後に、西欧の二大ベネディクト修道院の院長があいついで獄死ないし失脚したのである。この事件は免属特権に否定的な教区司教権強化の動きと無関係ではあるまい。

カノン第十七条は、南伊のノルマン人騎士の北上によって教皇領ベネヴェントが脅威に直面していると訴えた。カリクストゥスは一一二一年九月にカラブリアを訪れてシチリア伯ルッジェーロにアプーリア侵略をやめるように警告していた。教皇のカラブリア訪問は対ノルマン人政策の転機をなしており、皇帝との和平交渉を急がせることになった。これはカリクストゥスの枢機卿政策にも影響をおよぼした⁽⁵⁷⁾。教皇はラテラノ公会議閉幕直後の三月末に新たに十四名の枢機卿を任命している。枢機卿の大多数は北イタリアとフランスの出身者によって占められた。これはルッジェーロとの同盟を重視するローマ、南伊出身の枢機卿を牽制する人事政策であったといつてよい。最重要人物はサンタ・マリア・ヌオーヴァの助祭枢機卿に任命されたハイメリクスである。就任直後に尚書院長の要職に起用された⁽⁵⁸⁾。彼は以後の教皇選挙、教会政策に絶大な影響力を行使し、教皇庁のキーマンになる。カリクストゥスは一一二四年十二月十三日に死去した。その二日後にペトルス・ピエルレオーニの腹心である助祭枢機卿ヨナタスの提

議にもとづいてサンタ・アナスタージアの司祭枢機卿テオバルドウス・ブッカベクスが教皇に選出された。テオバルドウスはパスカリス二世によって任命された古参の枢機卿であり、ペトルス・ピエル・レオーニに支持された人物であった。彼はケレスティヌス二世を名乗っている。就任式典はラテラノ聖堂近傍の聖パンクラティウス教会で挙行された。テオバルドウスが緋のマントをまとい、一同がテ・デウムの賛歌を誦えていたときに、ハイメリクスと示し合わせたロベルト・フランジバーニの率いる一隊が乱入して式典を中断させ、テオバルドウスに代えてオステイアの司教枢機卿ランベルトウスを教皇位につけた。⁽⁵⁹⁾ ホノリウス二世がこれである。負傷したテオバルドウスは身を引くことを表明した。ハイメリクスの一派は金銭や役職の提供など様々な方法を用いて対立派を懐柔し、ようやく十二月二十一日にホノリウス二世の教皇就任が実現した。

二 一一三〇年のシスマ

ランベルトウスはロマーニヤ地方のイーモラ近郷の出身である。ボローニヤ教会の大助祭をへてパスカリス二世によって枢機卿に任命された（名義聖堂と就任年は不詳）。一一一七年にオステイアの司教枢機卿に昇級した。⁽⁶⁰⁾ ランベルトウスはウォルムス協約の締結にたずさ

わった教皇特使の一人である。教皇に就任すると引き続きハイメリクスを尚書院長に留任させて存分にその手腕を発揮させた。彼はカリクストウス二世の教会政策をうけつぎ、新興のシトー修道会はもとより律修聖職者教団（アウグステイヌス派修道参事会、プレモントレ会）を優遇した（一一二六年にプレモントレ会の認可）。一一二八年一月にユーグ・ド・バイアンをはじめ数名の騎士が出席したトロワ教会会議において神殿騎士団の会則を認可したのは教皇代理のアルバーノの司教枢機卿マタエウスである。⁽⁶¹⁾ 会則はおもに聖アウグステイヌスの会則から成るが、その作成に重要な役割を果たしたのはクレルヴォー修道院長ベルナルドであった。ホノリウスは五年三か月の任期中に十三名の枢機卿を任命した。⁽⁶²⁾ このうち出身地が判明するのは六名である。全員がローマ以北のイタリアおよびフランスから任用されており、南イタリアの出身者やモンテカッシーノ修道士はいない。明らかに南伊のノルマン人との対抗を意識した枢機卿政策であったといえよう。

ホノリウス期には南イタリアの勢力地図に大きな変化がみられた。一一二七年七月にアプーリア公グリエルモ（ロベルト・グイスカルドの孫）が嗣子を残さずに世を去ると、シチリア伯ルッジェーロはすかさず相続権を主張し、アプーリア公を僭称した。ルッジェーロの勢力拡大を恐れたホノリウスは彼を破門し、アプーリアに赴いて反ルッジェーロ同盟の結成を呼びかけたが空振りにおわった。教皇はやむな

く「聖ペトロの敵」にアプーリア公領を授封し、彼の公位を承認したのである（一一二八年八月）。アルタヴィツラ家はローマ最大の金融業者ビエルレオーニ家と親密な関係にあった。ルッジェーロの家臣がローマに滞在したときに彼らを保護したのはビエルレオーニ家であったし、ローマの政治情勢はビエルレオーニ家を通じてルッジェーロにいち早く伝えられた。⁽⁶³⁾両家の親密ぶりを示すのは、公位就任から二年後にベトルス^{II}ピエルレオーニ（教皇アナクレトゥス二世）に支持されてルッジェーロが王位についたことであろう。南イタリアにはアルカイックな伝統が根を下ろしており、モンテカッシーノ、ラーカーヴァ、サンタ^{II}エウフェーミアなどのベネディクト修道院が今なお根強い影響力をもっていた。ルッジェーロとの同盟強化は必然的にベネディクト修道制の利害を重視する立場に身をおくことになる。それは古いグレゴリアンの立場であり、ホノリウスの改革理念とは相容れないものであった。

ホノリウス二世が世を去ったのは一一三〇年二月十三日の深夜か十四日の早朝である。遺骸がサン^{II}グレゴリオ修道院に埋葬された直後に、ハイメリクスは一味の枢機卿をフランジパーニ家が所有するサン^{II}タドリアーノ教会に集め、新教皇にサン^{II}タンジエロの助祭枢機卿グレゴリウスを選出した。インノケンティウス二世がこれである。

教皇選出の報が伝えられると対立派の枢機卿はサン^{II}マルコ教会に詳しい、サンタ^{II}マリア^{II}イン^{II}トラステヴェレの司祭枢機卿ベトルス^{II}ピエルレオーニを新教皇に選出した。彼はアナクレトゥス二世を名乗った。十四日の午前中にわずかな時間差をおいて二人の教皇があいついで選出されたのである。二月二十三日（四旬節第二主日）に、前者はオステシアの司教枢機卿ヨハネスによってハイメリクスの助祭聖堂サンタ^{II}マリア^{II}ヌオーヴァで、また後者はポルトの司教枢機卿ベトルスによってサン^{II}ピエトロ聖堂でそれぞれ叙階された。枢機卿総数四十二名のうち二十二名がアナクレトゥスを、二十名がインノケンティウスを支持した。シスマの勃発である。⁽⁶⁴⁾両派ともにニコラウス二世が定めた教皇選挙規定によって自派の正当性を主張した。周知のようにこれには二種類のテキストが知られている。フランスに普及していた教皇版テキストと、ドイツ・イタリアに流布していた帝国版テキストである。前者は教皇選挙人を司教枢機卿のみに限定したのに対して、後者は枢機卿全員を教皇選挙の有資格者とみなした。無論教皇版テキストが正版であるが、運用面からみるとゲラシウス二世の選挙以来、司教枢機卿のみの選挙方式はすでに失効していたといつてよい。グレゴリアンの教会法学者の中にも帝国版テキストの支持者がいたのである。⁽⁶⁵⁾インノケンティウス派によれば、七名のいわゆる「良識派」(sanius pars)を代表する司教枢機卿のうち五名が推薦した候

補が正統教皇であり、アナクレトウス派によれば、「多数派」(major pars)が支持した候補が真の教皇なのである。しかし、時代の危機に直面したときに形式的な正義を論じてもたいして意味がない。両派の勢力は伯仲しており、いずれが正統教皇であるかという問題は、結局のところどちらが西欧諸国の王侯と教会の支持を取り付けることができるかにかかっていたといえよう。

一三〇年のシスマの研究に新たな視点を打ち出したのはクレイヴィッツの「改革教皇権の終焉」(一九三九年)と題する論文である。⁽⁶⁵⁾彼は枢機卿メンバーについてプロゾボグラフィーシユな研究をすすめ、枢機卿の出身地、教会職歴、各種教団との関係、枢機卿昇格の時期などを詳細に検討した。その結果、枢機卿団内部に改革理念を異にする二つのグループの存在をつきとめ、この枢機卿二党派の形成こそがシスマの直接の原因であると結論した。このアプローチを受け継いだのがシュマレーの大学教授資格論文『一三〇年のシスマについての研究』(一九六一年)である。⁽⁶⁷⁾彼はクレイヴィッツの研究を深化させ、枢機卿団内部の二つの党派の形成を地方教会の改革の動きと関連させながら論じ、シスマを教会史全体の流れの中に位置づけたのである。クレイヴィッツ・シュマレー説に対しては、その後クラッセン、マレツェク、ロイターなどの批判があいついだ。⁽⁶⁸⁾クラッセンは、インノケンティウス派のサビーナの司教枢機卿コンラドウス(後の教皇アナス

タシウス四世)が、サン＝リュフの律修参事会員でないことを論証してシュマレー説を部分的に修正した。しかし、マレツェクやロイターになると枢機卿団内部の思想・イデオロギー的対立そのものを否定して、むしろ感情的・心理的対立を重視している。両人のアプローチとその結論には問題があることを私は先の論文で指摘した。⁽⁶⁹⁾枢機卿のプロゾボグラフィーについて私が以前に作成した一覧表をもとに両派枢機卿の特徴についてここで確認しておきたい。⁽⁷⁰⁾

まず両派枢機卿を比較するとき目につくのは世代の差である。アナクレトウスを支持した枢機卿の過半数(十二名)がパスカリス二世によって任命されたのに対して、インノケンティウスを支持した枢機卿の四分の三(十五名)はカリクトウス二世、ホノリウス二世によって任命された。インノケンティウス派の三名の枢機卿(司教枢機卿コンラドウス、司祭枢機卿ヨハネス、助祭枢機卿グレゴリウス)はパスカリスによって任命されたが、彼らはすべてボンテ＝マンモーロ協定以降に枢機卿に昇任した。アナクレトウス派のポルトの司教枢機卿ペトルスが、インノケンティウス派枢機卿を新参者 novus と呼んでさげすんだ理由がここにある。⁽⁷¹⁾聖職歴や交友関係についても両派のちがいが認められる。シュマレーはインノケンティウス派枢機卿への律修参事会の影響を重視したが、これは後にクラッセン、マレツェクの批判にさらされた。確実に律修参事会の出身者といえるのは、サン＝

フレディアーノ（ルッカ）の律修参事会員ゲラルドゥス（後の教皇ルキウス二世）のみである。しかし、インノケンティウス派枢機卿には新教団およびその指導者と親密な関係をもつ者が少なくない。ハイメリクス、ガイド、グレゴリウス（インノケンティウス二世）はサン＝フレディアーノ教団や律修参事会員ライヒェルスベルクのゲルホーと親交があり、とくにハイメリクスはシトー会のベルナルと昵懇の間柄であった。ガイド（後の教皇ケレスティヌス二世）はアペラールの弟子であり、枢機卿としては最初のマギステルである。総じてインノケンティウス派枢機卿は時勢の動きに敏感であり、より開放的であったといえよう。出身地についても傾向性は認められる。ローマ出身者は両陣営にいる。インノケンティウス派には北伊、フランスの出身者が比較的多いが、出身地が判明する枢機卿の中に南伊出身者はいない。これに対してアナクレトゥス派枢機卿には北伊（二名）とフランス（一名）の出身者もいるが、大多数は教皇世襲領の南部および南イタリアの出身者である（アナーニ二名、カープア、チェッカーノ、サンゲロ、サレルノ各一名）。モンテカッシーノ修道士が二名（司祭枢機卿ベトルス＝ピサヌス、助祭枢機卿オデリシウス）いるのも注目されよう。彼らはウォルムス協約後の皇帝との協力関係よりも、むしろノルマン人との伝統的な友誼を重視したのである。

両枢機卿グループの比較のほかに、さらに次の点が問題になるであ

ろう。アナクレトゥスはローマきつての大富豪ピエルレオーニ家の出身である。財閥の富と傭兵が様々な憶測と疑惑を生んだ。『教皇列伝』におけるボソの指摘はあながち的外れとは言えまい。「ペトルス＝ピエルレオーニは多数者を分裂させ、少数者を圧迫しながら金銭づくの都市の大半を買収しようと努めた。民衆はベトルスに堅く結びついていたので、教皇インノケンティウスにとってはフランジパーニ家とコルシ家の要塞以外にローマで安全な場所はなかった」と。ベトルスの枢機卿昇任と昇級が彼の才能だけではなく、ピエルレオーニ家の教皇庁への財政支援に対するパスカリス二世、カリクストゥス二世の謝意にも負っていたのは紛れもない事実であった。一族の財力がベトルスのローマ掌握に寄与したことを『教皇列伝』は示唆している。シスマの勃発当初インノケンティウスを支持したローマ貴族レオー＝フランジパーニも、三週間後にはピエルレオーニ家を買収されてアナクレトゥス陣営に寝返った⁽²³⁾。アナクレトゥスは都市ローマの制圧に執心していたのである。二重選挙から一か月後にアナクレトゥスはローマのほぼ全域を掌中に収めた。五月十五日付けのロータル三世宛書簡では、枢機卿や近隣司教の支持を得たのみならず、ローマのすべての聖職者の支持をも取り付けたうえに、俗人有力者レオー＝フランジパーニ、ローマ都督フーゴをはじめ「ローマのすべての貴族および民衆」『nobles omnes et plebs omnis Romane』の支持をも確保したこと、

サン＝ピエトロ聖堂、ラテラノ聖堂、そしてローマの要塞をことごとく支配下においたことを自信に満ちて報告している。⁽⁷⁴⁾ インノケンティウスは枢機卿のみによって選出された最初の教皇であったが、アナクレトウスの選出にはローマの下級聖職者、貴族および民衆が多数参加した。⁽⁷⁵⁾ この点にもアナクレトウス派の保守的体質がみられよう。

アナクレトウスはローマの掌握が正統性の要求に欠かせない要件であると考えていた。しかし、シンメルフェンニヒが述べているように、十二世紀には教皇権とローマの乖離がすみ、ローマの支配が必ずしも正統性を保証するものではなくなっていた。⁽⁷⁶⁾ 説得と宣伝戦を重視したインノケンティウスはみずからフランスに赴き、王侯と教会の支持を取りつけようと努めた。これに対してアナクレトウスがフランスに派遣した特使はトーデイ司教オットーとシスマ発生直後に枢機卿に任命されたグレゴリウスの二人だけであり、両名とも無名の人物であった。⁽⁷⁸⁾ こうした点にもアナクレトウスが事態を楽観視していた様子がうかがわれよう。

さらにクレーヴィッツとシュマールは取上げて取り上げなかったが、看過できない問題がある。それはアナクレトウスが改宗ユダヤ人一族の出身であったという点である。これが対立派に中傷の口実をあたえた。第二次大戦後にとくにユダヤ系の歴史家がこの点を強調する傾向がみられる。⁽⁷⁹⁾ すでにオルデリック・ヴィタリスにペトルス・ピ

エルレオーニのユダヤ的容姿への偏見がみられるが、かの聖ベルナルでさえもこの偏見から自由ではなかった。もちろんベルナルはユダヤ人への直接的な暴力行使や剣に訴えてユダヤ人を改宗させることには反対したが、彼の書簡や説教にはステレオタイプな反ユダヤ的な言辞が少なからず見出されることをベルジャールの研究が明らかにした。⁽⁸¹⁾ ベルナルは一一三五年に皇帝ロータールに宛てた手紙の中で「実際、ユダヤ人の子孫がペトロの座を占めるのはキリストへの侮辱である」と述べている。ユダヤ人出自がアナクレトウスに不利を招来しなかったとは言えまい。

インノケンティウスとアナクレトウスの枢機卿政策を比較するとき、両教皇の教会政策のちがいが一層明瞭になる。⁽⁸²⁾ インノケンティウスは教皇在任中に五十名の枢機卿を任命した（司教枢機卿九名、司祭枢機卿十六名、助祭枢機卿二十四名、所属階級不明者一名）。プロフィールのはっきりしない者が半数を越える。シスマのさなかだけに教皇の枢機卿政策には政治的・戦略的配慮にもとづくバランスのとれた人事が認められる。当時なお一大勢力を保持していたベネディクト修道院からも七名を枢機卿会に加入させた。この中には帝国修道院ゴルズの出身者がいることも注目されよう。シトー会士から四名、律修参事会員から二名を任用した。枢機卿の出身地に関しては二十四名について判明する。フランス人八名、トスカーナ・ロンバルディーア出身者十

名、ローマとその近在出身者四名、アブルツォおよびドイツ出身者各一名である。すなわち西欧の文化的・宗教的先進地である北イタリアとフランスを重視した枢機卿政策と言つてよい。十二世紀前半にはパリの学校で学んだローマ人、学識あるフランス人がローマ教皇庁に招かれて枢機卿に任命されるケースが少なくなかった。⁽⁸⁴⁾ 新任の枢機卿には神学や教会法学に通曉した者が少なからずおり、とくに教会法学のマグステル四名をかぞえるのは刮目に値する。他方、アナクレトウスはシスマの間に十七名の枢機卿を任命した（司教枢機卿二名、司祭枢機卿八名、助祭枢機卿七名）。そのプロフィールはインノケンティウス派以上に不明瞭である。判明するかぎりではローマ教会の副助祭からの任用が多い（六名）。また教皇の政策的ウエイトを反映して枢機卿の出身地はローマと南伊にかぎられ、新任枢機卿のうち特使としてアルプス以北に派遣された者は二名をかぞえるにすぎない。アナクレトウスが任命した枢機卿には法学に精通した者がいないことも一つの特徴をなしており、全般的に枢機卿グループの保守的体質が顕著である。⁽⁸⁵⁾ 以上の検討から明らかのように、クレーヴィッツ・シユマーレ説は幾つかの点で修正を要するとは言え、両者の基本的認識、すなわちシスマは枢機卿二党派の改革をめぐる見解の対立から惹きおこされたという認識は正しいといわねばならない。⁽⁸⁶⁾

ローマで敗れたインノケンティウスはピサをへてジェーノヴァに行き（一一三〇年六月）、夏のあいだリグーリア、トスカーナ地方に滞在して自派の支持基盤を固めたのちにクリュニーに赴いた（九月）。以後一年半以上をかけてフランス各地を遊説してまわる。ウルバヌス二世、カリクストゥス二世の出身地であるフランスは、インノケンティウス派の闘将ハイメリクスとマタエウスの故国でもあった。十二世紀にローマを追われた教皇が亡命した先はフランスである。ここで教皇は当時の最も有能な教会人に接することができ、そのうちの幾人かを抜擢して枢機卿にとりたてた。「フランスからはつねに新たな精神的活力、新鮮な血液が教皇権に注がれた」⁽⁸⁷⁾ のであり、フランスの教会を制する者が、結局はヨーロッパの教会を制したと言っても過言ではない。他方、アナクレトウスはシスマ発生直後に支持をもとめる書簡をドイツ、フランス両王と教会の要人に発送している。⁽⁸⁸⁾ しかし発給文書の数量から見てもアナクレトウスの書記局はインノケンティウスのそれに比べて著しく不活発であり、宣伝戦においても劣勢であった。アナクレトウス自身は南伊のカープア、ベネヴェントにでかけているが、通常はローマを離れず、北イタリアやフランスには足を運ばなかったように思われる。

ルイ六世はシスマについて協議するためにエタンブ（パリ南方五〇キロ）に高位聖職者を召集した（一一三〇年八月ないし九月）。⁽⁸⁹⁾ 会議

はインノケンティウスを正統教皇と認定した。王の承認を得たのち、サン＝ドニ修道院長シュジェールがクリュニーに滞在中の教皇のもとに赴いて会議の結果を伝えた。十月にはロータル三世がヴェルツブルクに教会会議を主催した。当会議も帝国教会のインノケンティウス支持を議決した。教皇は十一月にクレルモンで教会会議を開催したので翌一三一年一月にサン＝ブノワ＝シユル＝ロワールでルイ六世と会見し、あらためて王から支持の確約をとりつけた。ヘンリー一世とはシャルトルで会見してイングランド教会の協力を得ることに成功した(一月十三日)。三月にはロータルとリエージュで会見している。王が教皇の乗る白馬の手綱をとって恭順の意を表したのはこのときである。三月二十一日の教皇との会談の際に、王はインノケンティウスに指輪と杖による叙任権の返還をもとめたが、ベルナルにたしなめられて要求を取り下げている。復活祭をサン＝ドニで祝った教皇は、バリ、ルアン、オセール、クレルヴォーを巡歴し、十月にはランスで教会会議を主宰した。翌春の復活祭をアステイで祝った後、ピアチエンツァに行き、ここでロンバルディア、ロマーニヤ地方の聖職者を召集して教会会議を開いた(一一三二年六月)。十一月末にロンカーリアでローマ遠征の途上にあったロータルに会った。翌春には連れ立ってローマに入り、ラテラノ聖堂で皇帝戴冠式を挙行了した(六月四日)。皇帝がローマを去って帰国の途につくと教皇もアナクレトゥス派が優

勢なローマを逃れて十一月にはピサに入り、一一三七年三月までここに滞在した。

他方、アナクレトゥスはローマ、ラティウムの大部分、南イタリア、ミラノで優位を占めた⁽⁹⁾。フランスではアキテーヌ公ギヨーム十世に支持されて、アナクレトゥスの教皇特使アングレーム司教ジェラルがアキテーヌの幾つかの司教座を一一三六年五月の彼の死にいたるまでアナクレトゥス派に繋ぎとめた。またスコットランド教会は、ヨーク大司教に当地の司教座を統轄させようとしたホノリウス、インノケンティウス両教皇への反感からアナクレトゥスを支持した。一一三八年九月にオステリアの司教枢機卿アルベリクスが特使になってスコットランド王デーヴィッドとカーライルで会見したのちに、スコットランド教会はローマの支配に服したのである。フランス、ドイツ、イングランド諸王の支持が得られなかったアナクレトゥスはシチリア伯ルッジェーロと交渉をすすめ、自派への支持と引換えに王位を約束した。一一三〇年九月二十七日にアナクレトゥスはルッジェーロに特許状を交付した。ここで教皇はルッジェーロとその息子にシチリア・カラブリア・アプーリアの王位を認めた上に、カープアとナポリの事実上の支配権、ベネヴェントの守護権を承認したのである。その見返りに王は教皇とその後継者にオマーージュと忠誠誓約《*homagium et fidelitatem*》を負ったが、たといそれが果されなくても王はその地位

と領土を損なわれることはないと規定された⁽⁹²⁾。これは一〇八〇年六月二十九日にグレゴリウス七世がアプリア公ロベルト・グイスカルドとのあいだに結んだチェプラーノ条約の内容をはるかに越えるものであった。本条約では教皇は不適格なヴァサルに授封を拒否できたが⁽⁹³⁾、ルッジェーロ宛特許状では、オマージュや忠誠誓約を果さなくても彼とその相続者は王位とレガリアを永続的に所有し支配できるのである。これはルッジェーロへの大幅な譲歩といつてよい。降誕祭にルッジェーロの戴冠式がパレルモで挙行され、アナクレトウスの名代としてサビーナの司祭枢機卿コメースが参列した。

一一三一年から三二年にかけてウォルムス協約に違反する行為が教会側にみられた。インノケンティウスがトリニア大司教アーダルベロをレガリア受領前に聖別し（一一三二年四月）、ザルツブルク大司教コンラートもレーゲンスブルク司教ハインリヒに対して同様に振る舞ったのである（一一三二年八月⁽⁹⁴⁾）。不快をあらわにしたロータルは、戴冠式直後にインノケンティウスに再び指輪と杖による叙任権の返還をもとめた⁽⁹⁵⁾。今回はマクデブルク大司教ノルベルトによって制止されたが、戴冠式から四日後の六月八日に教皇はロータルに特許状を交付して、レガリアの授与が被選者の聖別に先行するというドイツの慣習の遵守をあらためて了承したのである。「我々は帝国の尊厳を損なわずに高めることを欲するので、以下の書状によって汝に皇位の十全性を承認し、

然るべき教会法上の慣習 *debitas et canonicas consuetudines* を確認する。さらに我々はドイツ王国において司教の職位や修道院の統治に任用された者は、だれであれ前もって汝の権力からレガリアを要求し、レガリアのために法的に汝に対して果さるべきことを行わないかぎり、レガリアを専有、占取しないように命令する⁽⁹⁶⁾」と。「然るべき教会法上の慣習」とはレガリアの授与が聖別に先行するという長年のドイツの慣習である。ロータルは叙任権の回復には成功しなかったが、帝国の慣習法を承認させることには成功したのである。この慣習法はその後もひきつづき存続し、十三世紀前半に成立した法書『ザクセンシュピーゲル』にも収録された⁽⁹⁷⁾。ペルナールの精力的な説教活動によって一一三五年にはミラノがインノケンティウスに帰順し、アキテース公ギヨームもインノケンティウス支持に転じた。一一三七年十一月にルッジェーロはサレルノに両派の代表を招いて討論会を催したが、決定を下すにはいたらなかった。しかし、翌年の一月二十五日にアナクレトウスが世を去り、彼を継いだ硬骨の士サンティニアポーストリの司祭枢機卿グレゴリウス（ヴィクトル四世）が五月二十九日に退位したので、ここに八年三か月にわたったシスマは終熄したのである。最後に改革教皇権に対するロータル三世の対応について述べておこう。ドイツの王権強化のためにロータルはシスマを政治的に利用しなかったとする批判的な見方が存在するからである。ベルンハルディヤ

ハウクがこれを代表する。⁽⁹⁸⁾たとえばベルンハルディは、ロータルがインノケンティウスを承認したために彼はイタリアにおいて権力を貫徹できなかったと主張する。もしもロータルがアナクレトウスを正統教皇として承認していたならば、イングランドや北欧諸国もこれに倣ったであろうが、ロータルの不運はマクデブルク大司教ノルベルト、ザルツブルク大司教コンラートのような偏見にみちた聖職者が側近にいて、王の自由な判断を妨げたことだと述べている。これに対してシュマーレは反論する。ロータルはモラル上の圧力からインノケンティウスの承認を拒否できなかったのであり、もしも彼が拒否したならば、教会ヒエラルヒーと諸教団(修道会、参事会教団)を敵にまわし、王国は内乱状態になり、皇帝は政治的苦境に陥ったであろう、と。さらにペートケは次のように言う。世界教会になったローマ教会の分裂を政治目的のために利用するのはドイツ王の力に余る問題であった。ハインリヒ三世の時代を復活させたり、あらたに叙任権闘争を惹きおこすのは不可能だということをロータルは理解していた。ドイツ王は北イタリア、フランス、そしてドイツの聖職者が同意した教皇を承認し保護せざるをえなかったのである、と。私自身はシュマーレおよびペートケの見解に賛成したい。

三 第二ラテラノ公会議

第二ラテラノ公会議はヴィクトル四世の退位からおよそ一年後の一三九四年四月三日に開幕し、四月八日に閉会した。⁽⁹⁹⁾司教参列者は百名を越え、出席者は数百名にのぼった。レヴァントからも出席者があり、当会議は第一ラテラノ公会議以上に国際的な性格をおびていたといつてよい。公会議開催の目的は第一ラテラノ公会議の教令の再確認とシスマ終熄後の教会の再建にあった。公会議では三十条のカノンが制定された。その多くはシスマのさなかにインノケンティウスみずからが主宰した教会会議で採択されたものであった。クレルモン(一一三〇年)、ランス、ピアチェンツァ(一二三二年)、そしてピサ(一二三五年)の諸会議のカノンがそれである。⁽¹⁰⁰⁾

カトリシズムの歴史上注目すべきカノンとしては、ピサ教会会議の教令をほぼそのまま再録したカノン第七条があげられよう。これによれば、副助祭以上の聖職者、誓願を立てた修道士、助修士、律修参事会員が教会の規律に反して結婚した場合、当該結婚は無効とされた。叙階ならびに立願は婚姻障害事由(impedimentum dirimens)になったのである。修道誓願の柱の一つである終身の貞潔がすべての聖職者の義務になり、独身制はラテン教会の聖職者の身分指標になった。⁽¹⁰¹⁾独身男性からなる聖職者集団とヒエラルヒーの確立が女性の周縁化をう

ながし、男女の社会的格差を生みだした事実はやはり否定しえないであろう。⁽⁹⁴⁾ 本教令は聖職者に禁欲 *continentia* と純潔 *munditia* の徳を身につけさせるために、妻帯司祭の司式するミサに出席しないように信徒によびかけた。カトリック神学は秘跡の効力を執行者の資質に従属させることを拒否してきたにもかかわらず、純潔への半魔術的な觀念にとらわれた民衆感情を無視できなかつたのである。マルクIIプロックが言うように、知的宗教に対する民衆宗教の勝利といってよいだろう。⁽⁹⁵⁾

司教権の強化を意図したカノンが少なくないのは第一ラテラノ公会議と同様である。教区司教の懲戒権の優位を規定した第三条、聖職者の奇抜な服装や身なりに警告を発し、司教は風紀取締まりの監督責任者であると明記した第四条がある。司教遺産の横領を禁じた第五条はカルケドン公会議のカノン第二十二条の再確認であろう。俗人が所有する十分の一税と教会を司教に返還するように命じた第十条の規定はヒエラルヒー確立への当局の積極的な姿勢を示すものだ。さらに神の休戦と諸教令の実施責任者が司教であると明記した第十二条と第十九条がある。司教選挙について規定した第二十八条は注目すべき教令である。司教の死後三か月以上司教座を空位にしてはならない。司教選挙権は原則として司教座聖堂参事会員に属するが、司教選挙の際に律修聖職者 *«religiosos vires»*（修道士および律修参事会員）の意見を

徴さなくてはならない。律修聖職者の助言を得て適任者が司教に選出されるべきであり、彼らの同意と承諾を得ない選挙は無効である。司教選出機関としての司教座聖堂参事会の地位が定まるのは本カノンによつてである。しかし、律修聖職者についての規定は、早くも十二世紀後半には忘れられていった。⁽⁹⁶⁾

社会的規定もまた第一ラテラノ公会議に比べて増加した。非戦闘者の身体の安全と財産保護の規定（第十一条）、神の休戦期間についての具体的な記述（第十二条）がみられる。第十三条は高利貸付の禁止である。高利貸にはキリスト教徒の埋葬が拒否される。さらに実戦とほとんど変らない騎馬試合の禁止（第十四条）、教会と共同墓地のアクセスの保証（第十五条）、近親結婚の禁止（第十七条）、社会に甚大な被害をもたらした、住民を恐怖に陥れる放火（焼払い）の禁止（第十八条）、弩や長弓などの残虐兵器の使用禁止（第二十九条）などの規定がある。

司牧に関係するカノンも少なからず見受けられる。偽りの悔悛 *«falsa poenitentia»* に欺かれないように司牧者に注意をうながした教令（第二十二条）、十分な収入がある小教区教会は自身の司祭を所有すべきであるとして雇われ司祭を締め出した第十条の規定がある。注目すべきは、第一ラテラノ公会議の教令には見られない、教会司牧の限界を示唆するカノンが登場したことだ。一般信徒のあいだにキリ

ストに倣って使徒的生活を実践する者が現れたのである。⁽⁹⁸⁾ カノン第二十六条は、そうした生活が女性たちのあいだに広く流行していた様子を伝えている。彼女たちが「所有する離れの小屋や庵」《Propria receptacula et privata domicilia》に移り住んで修道女まがいの生活をおくり、巡礼や旅人を接待するケースがそれである。これは「危険で嫌悪すべき習慣」であるという。同カノンによれば、修道生活は聖ベネディクト、聖バシレイオス、聖アウグステイヌスのいずれかの戒律に従って共同生活を営むことであり、戒律に拠らない生活は「恥ずべき、呪わしい破廉恥な行為」《inhonestum detestandumque flagitium》なのである。

十二世紀にはキリストに倣う巡歴説教者が増加する。⁽⁹⁹⁾ 彼らは「裸になつて裸のキリストに従う」《Nudus nudum sequi Christum》をモットーに福音書のことば（マタイ十九・二二）を文字どおり実践した。⁽¹⁰⁰⁾ 洗礼をうけたすべてのキリスト教徒は本質的には平等である。したがってキリストの清貧に倣い、福音を伝え、説教することは、人物の聖性が一般に認められたすべての平信徒に許されていると人々が考えたとしても不思議はない。巡歴説教者の中には従者の数が増えたために定住して教団を設立し、既存の戒律を採用して当局からその活動を認可される者が現れた（ロベール・ダルブリッセル、ヴィタル・ド・サヴィニーなど）。その一方では巡歴説教をつらぬいた者たちがおり、

彼らの中から教会の現状を批判して、秘跡や司祭職を否定する異端者が現れるのである（タンケルム、ピエール・ド・ブリユイ、アンリ・ド・ローザンヌ、エオン・ド・レトワール）⁽¹⁰¹⁾。

カノン第二十二条は、聖体の秘跡、幼児洗礼、司祭職、品級、婚姻の絆を否定する異端者への警戒を喚起し、異端禁圧のために世俗権力に協力を要請した。当該カノンは二十年前に開かれたトゥルーズ教会会議で制定されたカノンの再録である。当時はピエール・ド・ブリュイの異端がカノン制定の直接的な動機であったが、第二ラテラノ公会議の開催時にはアンリ・ド・ローザンヌが類似の異端を南フランスで広めていた。⁽¹⁰²⁾ アンリはすでにピサ教会会議で破門されていた。小教区司祭が教区民の救霊に責任を負う司牧の在り方を我々は静態的司牧と呼ぶことができる。両ラテラノ公会議がその充実を目標に掲げたのはこの司牧である。これに対して巡歴しながら福音を伝え、小教区の枠をこえて信徒に働きかける司牧活動は動態的司牧である。小教区司祭出身のピエール、修道士出身のアンリのような巡歴説教者はこの司牧の従事者であった。当局によって認可された神殿騎士団やヨハネ騎士団の修道会士もまた動態的司牧を実践したといつてよい。彼らは聖務禁止下の教会にやってきて自由に秘跡を受け、埋葬を行った。また司教の同意なしに俗人から教会、十分の一税を受けとり、自由に司祭を任免した。彼らは巡回した先々で地域住民と兄弟盟約 *fraternitas*

を結び、騎士修道会の名声を恃んで司教権を無視する態度にでたのである。彼らの目に余る行為は第三ラテラノ公会議で批判にさらされることになる。⁽¹⁰⁾

巡歴説教者の出現は共住修道制にとつては重大な脅威である。ピエールとアンリに対する最も激越な批判者がクリュニー修道院長ピエールとクレルヴォー修道院長ベルナルであったのは偶然ではない。浄行持律の修道生活は一所止住なくしては成り立たないからである。カノン第九条は修道士や律修参事会員が世俗法と医学を修めることを禁止した。それは名声と金銭の追求をとまなうというのが表向きの理由であるが、本質的な問題は、本カノンが述べているように、聖なる師父ベネディクトおよびアウグスティヌスの戒律の軽視をまねくからであった。長期間修学のために修道院を留守にすると一所止住の原則が忘れ去られ、修道生活から疎遠になる。当該カノンはすでにクレルモン教会会議に初出するが、第二ラテラノ公会議以後も繰返し制定された。⁽¹¹⁾ 違反者の制裁が時代を下るにつれて厳しくなるのは、医学と法学を学ぶ修道士が禁令にもかかわらず増加していった事情を物語る。たとえばトゥール教会会議（一一六三年）は、二か月以内に帰院しない修道士は破門に処せられ、修道院に戻ってからは内陣、集会室、食堂においてつねに兄弟の末席に座ると定めた。そのうえ聖座の慈悲がなければ、いっさいの昇進の望みが断たれるのである。⁽¹²⁾

巡歴説教者の動態的司牧は教皇改革の綱領にはなかったものである。ベネディクト修道会も新興のシトー修道会も自己聖化という古くからの修道院的理念から離れられなかった点では共通している。彼らは好んで貴族を受け入れ、俗界に対しては少数のエリート集団を形成した。活動的な愛、^{カリタス} 教区の枠をこえた社会的慈善活動は巡歴説教者の登場によって広く普及していったといえよう。もちろんベネディクト修道士も貧者の給養を忘れたわけではない。しかし、それは多分に儀式化された典礼活動の一部として行われたのである。⁽¹³⁾ 社会的配慮や救済が「身体カラダのより弱い肢体」（コリント前十二・一二）、第三ラテラノ公会議のカノン第二十三条が引用）である女性、さらには娼婦や癩病者にまで及ぶのは巡歴説教者の登場によってであり、⁽¹⁴⁾ 彼らの活動が当局の蒙を啓いたことは第三ラテラノ公会議のカノンからも明らかである。巡歴説教活動が提起した新たな問題とその社会的意義をクリュニーやクレルヴォーの修道院長はついに理解できなかったといえよう。

巡歴説教活動から派生した異端よりも当局が一層手を焼いたのは理想主義者の過激な説教活動であった。ブレーシャ出身のアルナルドの活動がそれである。⁽¹⁵⁾ 彼はブレーシャの律修参事会員であり司祭であった。使徒的清貧の真摯な模倣者であった彼は、教会が世俗的権力を使用することに強く反対した。ブレーシャ司教マンフレディは同市を混乱に陥れた張本人としてアルナルドをラテラノ公会議に告発した。

教皇インノケンティウスはアルナルドに沈黙を命じ、イタリアから追放したのである。⁽¹⁹⁾ 改革派の分裂を象徴する事件であった。アルナルド自身は貧しいイエスの弟子としてイエスの生き方に真剣に倣おうと努めた。粗衣を身にまとい、断食を欠かさず、比類なき熱意をもって聖書の研究に精をだした。アルナルドは教義上の異端とは無縁である。

彼にとっては神学的知識や教理よりもキリスト教的な生活と活動が問題であった。私有地をもつ聖職者、レガリアを所有する司教、私財をもつ修道士は救われないと彼は述べている。⁽²⁰⁾ アルナルドの鋭い舌鋒はヒエラルヒーの頂点にたつ枢機卿と教皇をも容赦しなかった。ウォルター・マップによれば、アルナルドはかつて教皇庁に招かれた際に枢機卿の贅をつくした食卓を見て、教皇の面前でこれを難詰したために枢機卿の怒りをもって追放されたという。⁽²¹⁾ アルナルドによれば、枢機卿会はもはや「神の教会」『ecclesia Dei』ではなく「商取引のやかた」『domus negotiationis』「盗賊の巢窟」『spelunca latronum』にすぎない。教皇は使徒的人間でも魂の司牧者でもなく、火と殺戮によって権威を掌中におさめた「血にまみれた人間」『vir sanguinum』「教会の虐待者」『tortor ecclesiarum』「無辜の民の迫害者」『innocentie concussor』である。⁽²²⁾ いまだかつて教会の最高権威にこのような非難を浴びせた者はいない。ソールズベリーのジョンやライヒェルスベルクのゲルホーのように彼の主張に一定の理解を示した者がいた半面、

保守的改革者のベルナルや攻撃の標的にされた枢機卿や教皇がアルナルドに激しい憎悪をいだいたとしても不思議はない。

第二ラテラノ公会議は、司教権と司牧体制に關しては、第一ラテラノ公会議のカノン 第四条と第十六条を基本原則として再確認したといつてよい。これに違背する動態的司牧に対しては神経質なまでに警戒的であった。異端運動や理想主義者の過激な説教活動の台頭は、間接的に正統信仰の確立を裏付けるものだ。異端対策という新たな課題に直面しながらも教皇改革はひとまずその所期の目的を達成したといえよう。強固な位階制に支えられた聖職者集団の形成はその反動として教会をより柔軟に解釈し、聖職者と信徒の有機的一体性を強調する傾向をうながした。これまで聖別されたホスチアを表した「神秘体」『corpus mysticum』という用語が新たに教会に適用されるようになるのは十二世紀半ばすぎのことであった。⁽²³⁾ 「キリストの神秘体」『Corpus mysticum Christi』なる概念の成立は、カトリシズムで言う「諸聖人の通功」『Communio Sanctorum』によって結合された連帶的信仰共同体の確立を示すものにはかならないのである。公会議終了直後に、後世に絶大な影響を及ぼした教会法の法典が編まれた。カマルドリ会修道士グラティアヌスが一一四〇年頃に著した『矛盾教会法調和集』(Concordia Discordantium Canonum)、一般に『グラティアヌス教令集』(Decretum Gratiani) の名で知られている

法書がこれである。⁽¹⁶⁾当該教令集に収録された最新の資料は第二ラテラノ公会議の教令である。十五条のカノンと二通の教皇書簡が本教令集に収められた。⁽¹⁷⁾インノケンティウス派にはローマ法学に精通していた尚書院長ハイメリクスをはじめ法学に関心のある枢機卿が少なくなく、⁽¹⁸⁾チヨドローは『グラティアヌス教令集』をインノケンティウス派の改革の成果とみなしている。公会議閉幕直後に教会法令を総合し、体系化する気運がすでにボローニャの法学者のあいだに高まっていたことを示すものであろう。

四 改革教皇権の終焉

教皇首位権が確立し、教会統治においてスタッフ（ローマ教皇庁）とライン（地方教会）が截然と区別されるようになるのはインノケンティウス二世期であった。教皇専決訴訟に加えて修道院や参事会からの上訴の件数も増加した。修道院に免属特権を付与する際に、教皇が「仲介者なし」《*nullo mediante*》の定詞を用いる習慣はインノケンティウス期に始まるが、これは教皇の普遍的裁治権者としての地位を雄弁に物語るものだ。⁽¹⁹⁾司法業務の増大にともなうマギステルの学位をもつ枢機卿が増加しはじめるのもインノケンティウス二世のときからである。アレクサンデル三世期には任命された枢機卿のおよそ三分

の一、ルキウス三世期には五分の三がマギステルの所有者であった。⁽²⁰⁾しかし、インノケンティウスの晩年に教皇権は新たな危機に直面する。第二ラテラノ公会議で教皇はシチリアのルッジェーロを破門した。アナクレトゥス二世の同盟者として彼はシスマを長引かせた張本人だったからである。一一三七年八月にロータル三世が南イタリアに遠征したときに、教皇はアリフェ伯ライヌルフスにアプーリア公領を皇帝と共同授封した。インノケンティウスは彼の協力を得てルッジェーロを南イタリアから追放できると信じていた。しかしライヌルフスは公会議終了直後に急死したために、インノケンティウス自身が同盟軍を率いることになった。一一三九年七月二十二日にガルツチョ（モンテカッシーノ近在）の戦いで同盟軍はルッジェーロの軍に脆くも敗れ、教皇は捕虜になった。レオ九世の轍を踏んだのである。おのれの權威と実力を過信した報いであろう。降伏から三日後に教皇はルッジェーロに特許状を交付して彼の王号を承認した。さらに七月二十七日のミニャーノ条約によってシチリア、アプーリア公領、およびカープア侯領がルッジェーロの固有の領土とみなされた。⁽²¹⁾ウォルムス協約以来の対ノルマン人政策の挫折である。インノケンティウスにつづく四人の教皇（ケレスティヌス二世、ルキウス二世、エウゲニウス三世、アナスタシウス四世）のうちエウゲニウスをのぞく他の三名はいずれもシスマの経験者である。彼らは概してドイツ王に好意的であり、シチリ

アのアルタヴィツラ家には距離をおいていた。だがハドリアヌス四世の時代になってフリードリヒ一世の政治的圧力が強まると教皇庁は再びノルマン人との関係修復をせまられた。一一五六年六月にグリエルモ一世とのあいだにベネヴェント条約が締結されるが、これは一世紀前のメルフィ条約の復活であった。

他方、ローマにも危機的状況が芽生えつつあった。インノケンティウス二世が没する直前にローマ市民はカピトリウムの丘に元老院を創設し、コムーネを結成したのである(一一四三年九月)⁽¹³⁾。翌年には最も重要なローマの役職であるローマ都督(*praefectus Urbis*)が廃され、代りにパトリキウスが新設されてアナクレトウス二世の甥オルダヌスがこれに任命された。ローマは共和政体に移行したのである。ルキウス二世はルッジェーロが派遣した傭兵隊とローマ貴族の不满分子の協力を得てコムーネを解散させようとした。教皇軍はカピトリウム丘上の共和派の砦を攻囲したが、コムーネの軍隊によって撃退された。このときに部隊の最前列にいたルキウスは頭部に投石をうけた。この負傷がもとで教皇は数日後にカエリウス丘のサン・グレゴリオ修道院で息をひきとった(一一四五年二月十五日)⁽¹⁴⁾。ローマ市民の投石による教皇の死は、改革教皇権の終焉をなによりも象徴的に示す事件であった。

正統信仰の確立は教会の内外で種々の異端を誘発した。四十年代以

降、異端運動は国際化し同時に匿名化した。カタリ派異端が急速に蔓延するのも四十年代である⁽¹⁵⁾。一一四三年にケルンに、一一四四―五年にリエージュに、一一四七年以前にペリゴール(アキテーヌ)に姿を現した。ベルナルは一一四四―七年にかけて南フランスでカタリ派異端を知って愕然とする。一一四八年三月に開催されたランス教会会議のカノン第十八条は、カタリ派異端に言及した最初の教令である⁽¹⁶⁾。

これにつづく教会会議は繰返しカタリ派への警戒を呼びかけている。そして第三ラテラノ公会議はカタリ派の取締りの強化を命じるにいたった⁽¹⁷⁾。しかし注意しなければならないのは、カタリ派異端が「素朴な人、か弱い人」(*simplices et infirmos*)を味方に引きつけていると教令が述べている点である。つまりカタリ派は、社会的弱者に働きかけて彼らの共感と支持を取りつけたのである。それによってラテラノ公会議で確認された司牧体制の限界を白日の下にさらしたといつてよい。四十年代後半にはアルナルドがローマにやってきて説教活動を再開した⁽¹⁸⁾。破門されたアルナルドはやがて元老院と同盟をむすび、コムーネ運動に加わった。五十年代初頭にはコムーネの指導者になっている。修道服をまとい断食でやつれた姿で、カピトリウム丘の廃墟に亡霊のように突っ立って、元老院議員やローマ市民の前に使徒的清貧とモラルの純化を訴え、教皇と枢機卿の奢侈と権力の濫用を批判したのである。彼の獅子吼は大きな反響をよび、とくに女性の中に熱狂的

な共鳴者を見出したという。

四十年代から五十年代にかけて教皇権はドイツ王だけではなくシチリア王、ローマ市民をも敵にまわしかねない状況であった。教皇は一時代の終りをはつきり感じとったのである。ルキウス二世を最後に「二世」名教皇は終りをつげた。偽イシドルス法令集にはまだ使用可能な教皇名のストックがあつたにもかかわらず、後継教皇はその使用を断念したのである。^(註)我々は十二世紀四十年代をもつて、およそ一世紀つづいた改革教皇権の終焉の時期とみなすことができる。

省略記号表 (追加)

BPC	<i>Bullaire du Pape Calixte II</i> . Paris 1891, éd.par U.Robert.
Bull.C	<i>Bullarium Sacri Ordinis Cluniacensis</i> , Lyon 1680, éd.par P. Simon.
FEC	<i>Friulofs und Ekkehards Chroniken und die anonyme Kaiserchronik</i> . Darmstadt 1972, übersetzt von Franz-Josef Schmale und Irene Schmale-Ott (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters, Bd.15)
PN	<i>Das Papsttum und die süditalienischen Normannstaaten 1053-1212</i> .

TF

Göttingen 1969, eingeleitet und zusammengestellt von J.Deer.

Otto von Freising, Die Taten Friedrichs oder richtiger Chronica, übersetzt von A.SchmidtHg.von F.-J.Schmale.Darmstadt²1974 (1965)

注

- (1) B.Schilling, *Guido von Vienne-Papst Calixt II*. Hannover 1998, 15ff.
- (2) 'Obtineat Aecclesia quod Christi est, habeat imperator quod suum est'; BPC, n° 278; JL, 6950. ロベールは本書簡の作成日付を一二二三年二月十九日と推定したが、一二一九年の誤りである。cf. J.Haller, *Das Papsttum, Idee und Wirklichkeit*. Hamburg 1965, II, 363; W.Goez, *Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122*. Stuttgart 2000, 178f. 197.
- (3) O.Schumann, *Die päpstlichen Legaten in Deutschland zur Zeit Heinrichs IV. und Heinrichs V. (1056-1125)*. (Inaugural-Dissertation Marburg) Marburg 1912, 94-6, 192.
- (4) FEC, 340f.; Schumann, op.cit., 192f.
- (5) FEC, 340-3.
- (6) *Hessonis Scholastici Relatio de Concilio Remensi* (ed. W.Wattenbach) in: *MGH, Libelli* t.III, 21-8; *MGH, SS* t.XL, 422-8. 司教報告書の史料価値については上の箇所を参照。J.Haller, "Die Verhandlungen von

- Mouzon. Zur Vorgeschichte des Wormser Konkordats", *Neue Haidelberger Jahrbücher* 2 (1892), 147-64; wieder abgedruckt in: Ders., *Abhandlungen zur Geschichte des Mittelalters*, 1944, 175-95, bes. 177-82.
- (7) *Hessonis, op. cit.*, 22.
- (8) 'Eia, inquit, sic fiat. Non quaero amplius'; *ibid.*
- (9) トマス教会会議について次の研究を参照。R.Foreville, *Lanron I, II, III et Lanron IV*, Paris 1965, 34-43, Schilling, *op. cit.*, 416-26. オルデリック＝ヴィターリスのルポルタージュは当教会会議に関する貴重な史料である。cf. M.Chibnall, *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, Vol. VI, Book XII, Oxford 1978, 252-77. さらに関口武彦「第一、第二ラナノ公會議」『山形大学紀要・社会科学』第三十五巻第一号（二〇〇五年）（以下、公會議と略記）一一二頁。
- (10) *Hessonis, op. cit.*, 25.
- (11) 'ne forte aut possessiones antiquas aedeciarum sibi conetur vindicare, aut iterum de eisdem episcopos investire'; *ibid.*
- (12) *Hessonis, op. cit.*, 26.
- (13) *Ibid.*, 27.
- (14) Chibnall, *op. cit.*, 264-7.
- (15) H.Zatschek, "Beiträge zur Beurteilung Heinrichs V. I. Die Verhandlungen des Jahres 1119", *Deutsches Archiv für Geschichte des Mittelalters* 7 (1944) 48-78.
- (16) *Ibid.*, 77.
- (17) M.Stroll, "Calixtus II: A Reinterpretation of His Election and the End of the Investiture Contest", *Studies in Medieval and Renaissance History* 3 (1980) 3-53.
- (18) S.A.Chodorow, "Ecclesiastical Politics and the Ending of the Investiture Contest: The Papal Election of 1119 and the Negotiations of Mouzon", *Speculum* 46 (1971) 613-40.
- (19) *Ibid.*, 634f.
- (20) Haller, "Die Verhandlungen...", *op. cit.*, 182ff.; id., *Das Papsttum*, 364f.; Th.Schieffer, "Nochmals die Verhandlungen von Mouzon (1119)", in: *Festschrift für E.E.Stengel*, Münster 1952, 324-41, bes. 335, 340. cf. I.S.Robinson, *The Papacy 1073-1198*, Cambridge 1990, 436.
- (21) 関口武彦「教皇改革(一)」『山形大学紀要・社会科学』第四十二巻第一号（二〇一一年）一二三頁。
- (22) 'Fidelia pronus', 'F humilis episcopus omnia fidelia'; F.Behrends (ed. and trans.), *The Letters and Poems of Fulbert of Chartres*, Oxford 1976, Letters Nos.62, 125.
- (23) *Hugonis Monachi Floriacensis Tractatus de Regia Potestate et Sacerdotali*

Dignitate (ed.E.Sackur) in: *MGH,Libelli*, II, 465-84.

- (24) 'Igitur rex instinctu Spiritus sancti potest praesulatus honorem religioso clerico tribuere.'; *ibid.* 472. cf. J.van Wijngaerde, *Propagande et polémique au Moyen Âge*, Breal 2008,221-9. A・フリント(野口洋一訳)『叙任権闘争』創文社、一九七二年、一六五頁以下。
- (25) Plumbart de la Tour, *Les élections épiscopales dans l'église de France du IX^e au XII^e siècle*, Paris 1891, 452.
- (26) 関口武彦「改革教皇権の危機 一一一一―一一二二年」『山形大学紀要・社会科学』第二十四巻第一号(一九九三年)一一四頁。
- (27) *Hessonis, op. cit.* 27.
- (28) *Ibid.* 28.
- (29) 関口武彦「教皇改革と十分の一税」『山形大学紀要・社会科学』第三十八巻第二号(二〇〇八年)三九―四〇頁。
- (30) 'non suinet arbitrio nec suorurn quorumlibet contentione, sed iuxta senatus consultum concludi...concessit.'; *FEC*, 352.
- (31) 'Domnus imperator apostolice sedi obediat. Et de calumpnia,quam adversus eum habet ecclesia, ex consilio et auxilio principum inter ipsum et domnum papam componatur, et si firma et stabiliis pax, ita quod domnus imperator que sua et que regni sunt habeat, ecclesie et unusquisque sua quiete et pacifice possideant.'; *MGH, Constitutiones* I, Nr.106,158.
- (32) 'regalia vel fiscalia regno, aecclesiastica aecclesiis.'; *FEC*, 352.
- (33) H.Büttner, "Erzbischof Adalbert von Mainz, die Kurie und das Reich in den Jahren 1118 bis 1122" in: J.Fleckenstein (Hg.), *Investiturstreit und Reichsverfassung* (Vorträge und Forschungen XVII) München 1973,395-410 bes. 403f.; E.Boshof, *Die Salier*, Stuttgart 2000 (1987), 293f.
- (34) 鹿子木幹雄「ヴォルムス協約をめぐる諸問題」『西洋中世世界の展開』(堀米庸三編) 東京大学出版会、一九七三年、一二五―一六頁。ドイツの叙任権闘争に関しては、梅津尚志「グレゴリウス理念とドイツにおける叙任権闘争」『ヨーロッパキリスト教史・二』中央出版社、一九七一年、四一九―五一頁を参照。
- (35) ドル大司教ボードリ宛の召集令状が伝えられている。cf. *JL* 6977 (1122.6.25)
- (36) ハインリヒ五世はヘンリー一世の女婿であり、イングランドの教会事情には通じつゝた。cf. K.Leyser, "England and the Empire in the Early Twelfth Century", *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th series, 10 (1960), 61-83. ウォルムス協約のことについては、A.Fliche, *La Réforme grégorienne et la Reconquête chrétienne* (1057-1125). Paris 1946, 387-90; P.Classen, "Das Wormser Konkordat in den deutschen Verfassungsgeschichte", in: Fleckenstein (Hg.), *op. cit.*, 411-60; W.Hartmann, *Der Investiturstreit*, München 1993, 42f. 協約文書は、

MGH, *Constitutiones* I, Nr. 107, 108 に収録。邦訳は、鹿子木幹雄「ヴォルムス協約」『西洋法制史料選Ⅱ 中世』創文社、一九七八年、九〇―九八頁。

- (37) Fliche, *op. cit.*, 387; J. F. Fried, "Der Regalienbegriff im 11. und 12. Jahrhundert", *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 29 (1973), 516f. 《Regalia S. Petri》はすでに一〇五九年のロベルト＝ゲイスカルドの誓約文書の中で言及された。バスカリス二世は一一一年のストリ協定、ボンテ＝マンモール協定において「ローマ教会の世襲領と財産」(＝聖ペトロのレガリア)の返還をハインリヒに義務づけている。ウォルムス協約によって「聖ペトロのレガリア」は皇帝によって最終的に承認され、笏レーンの対象からはずされたのである。cf. R. L. Benson, *The Bishop-Elect: A Study in Medieval Ecclesiastical Office*. Princeton 1968, 227; U. R. Blumenthal, "Patrimonia and Regalia in 1111" in: K. Pennington and R. Somerville (ed.), *Law, Church and Society: Essays in honor of Stephen Kuttner*, Pennsylvania 1977, 9-20.
- (38) Robinson, *op. cit.*, 434.
- (39) *FEC*, 358f.
- (40) Classen, *op. cit.*, 459f.
- (41) *JL*, 6995.
- (42) Foreville, *op. cit.*, 44ff. 関口、公会議、四頁以下。公会議のカノンについて

は、*COD*, 190-4をみよ。

- (43) Suger, *Vie de Louis VI le Gros*, éd. et trad. par H. Waquet, Paris² 1964 (1929) 214f.
- (44) Schilling, *op. cit.*, 533f.; Foreville, *op. cit.*, 51.
- (45) 関口、公会議、五頁。
- (46) 同前。
- (47) *COD*, 194.
- (48) "In parochialibus ecclesiis presbyteri per episcopos constituentur, qui eis respondeant de animarum cura et de iis quae ad episcopum pertinent. Decimas et ecclesias a laicis non suscipiant absque consensu et voluntate episcoporum et si aliter praesumptum fuerit, canonica ultioni subiaceant.", *ibid.*
- (49) "Servitium quod monasteria aut eorum ecclesiae a tempore Gregorii papae VIII usque ad hoc tempus fecere, et nos concedimus. Possessiones ecclesiarum et episcoporum tricennales abbates vel monachos habere, omnimodis prohibemus.", *ibid.*
- (50) 関口武彦『クリュニー修道制の研究』南窓社、二〇〇五年、三六八―七二頁、三八四頁以下。
- (51) Chibnallop, *cit.*, 268f.
- (52) *Ibid.*, 310f.

- (52) *Bull.C.30. JL.5676* (1097.1.9).
- (53) *Bull.C.38f. JL.6821* (1120.2.22). cf. Schilling, *op.cit.*, 569ff.
- (54) 関口、前掲書、三九三頁。
- (55) 同前。ポンスとオデリシウスの失脚については次の論文を参照された。
5. G.Tellenbach, "Der Sturz des Abtes Pontius von Cluny und seine geschichtliche Bedeutung", *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 42 (1963), 13-55; H.Hoffmann, "Petrus Diaconus, die Herren von Tusculum und der Sturz Oderisius II. von Montecassino", *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 27 (1971), 1-109.
- (56) 関口武彦「改革教皇の枢機卿政策」『山形大学紀要・人文科学』第十三巻第一号(一九九四年)一五九頁。
- (57) 尚書院長就任は一一三三年四月二十六日から二十八日までのものである。cf. R.Hüls, *Kardinäle, Klerus und Kirchen Roms 1049-1130*, Tübingen 1977, 236. ハイメリクスの活動については、F.-J.Schmale, *Studien zum Schisma des Jahres 1130*, Köln/Graz 1961, 105ff. 22 註 25。
- (58) *LP*, II, 327.
- (59) Hüls, *op.cit.*, 106. ヒュルスはランベルトゥスがサントアベラニャーゼの司祭枢機卿ではなかったかと推測している(*ibid.*, 215)。
- (60) *HL*, V-1, 668f.
- (61) 関口「改革教皇の枢機卿政策」一五九頁。
- (62) J.Deer, "The Dynastic Porphyry Tombs of the Norman Period in Sicily", *Dumbarton Oaks Studies* 5 (1959), 120-5.
- (63) 関口武彦「一一三〇年のシスマと枢機卿団」歴史における宗教と国家』(佐藤伊久男・松本宜郎編 南窓社、一九九〇年(以下、シスマと略記) 二四三-二九〇頁。シスマをめぐる研究史と参考文献については、同論文、二四三-二八頁をみよ。また、A.Keller, *Machtpolitik im Mittelalter. Das Schisma von 1130 und Lothar III* (Studien zur Geschichtsforschung des Mittelalters Band 19) Hamburg 2003 が近年の研究動向をフォローしている。
- (64) 関口武彦「教皇改革(二)」一五一-一六頁。
- (65) H.-W.Klewitz, "Das Ende des Reformpapsttums", *Deutsches Archiv für Geschichte des Mittelalters* 3 (1939), 371-412, jetzt in id., *Reformpapsttum und Kardinalkolleg*, Darmstadt 1957, 209-59.
- (66) F.-J.Schmale, *Studien zum Schisma des Jahres 1130*, Köln/Graz, 1961.
- (67) Classen, "Zur Geschichte Papst Anastasius IV.", *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 48 (1968), 36-63; W.Maleczek, "Das Kardinalskollegium unter Innocenz II. und Anaklet II.", *AHP* 19 (1981), 27-78, id., *Papst und Kardinalskolleg von 1191 bis 1216*, Wien 1984, 218ff.; T.Reuter, "Zur Anerkennung Papst Innocenz II. Eine neue Quelle", *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 39 (1983), 395-416.

- (69) 関口、公会議、八頁。
- (70) 関口、シスマ、二六二―二九頁。
- (71) E.Vacandard, "Saint Bernard et le schisme d'Anaclet II en France", *Revue des questions historiques* 43 (1888), 88; Schmale, *op.cit.*, 31.
- (72) 'maiores venalis urbis partem enere studuit, corrumpens maiores et minores opprimens; vulgus etiam ita sibi astrinxit ut preter Frangepanum et Cursorum munitiones pape Innocentio nullum in Urbe subsidium remaneret'; *LP*, II, 380.
- (73) レオ＝フランシス・バーニーの『エドワード・レーナー家への屈服は三月三日から六日のあつたに起つた』。cf. W.Bernhardi, *Lothar von Supplinburg*, Leipzig 1879, 311.
- (74) *PL*, t.179, epistula 18, cols. 706f.; *JL*, 8388.
- (75) Maleczek, *Papst und Kardinalskolleg*..., 218.
- (76) A.Chroust, "Das Wahldekret Anaklets II.", *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung* 28 (1907), 348-55, bes. 348.
- (77) B.Schimmelpenninck, "Päpstliche Liturgie und päpstliches Zeremoniell im 12. Jahrhundert" in: E.-D.Hehl, I.H.Kingel, und H.Seibert (Hg.), *Das Papsttum in der Welt des 12. Jahrhunderts*, Stuttgart 2002, 263-72.
- (78) W.Janssen, *Die päpstlichen Legaten in Frankreich von Schisma Anaklets II. bis zum Tode Coelestinus III. (1130-1198)*, Köln/Graz 1961, 14, bes. 2.
- (79) 関口、シスマ、二八二頁。
- (80) Chibnall, *op.cit.*, 266f.
- (81) D.Berger, "The Attitude of St.Bernard of Clairvaux toward the Jews", *Proceedings of the American Academy for Jewish Research* 40 (1972), 89-108.
- (82) 'Ut enim constat Iudaicam sobolem sedem Petri in Christi occupasse iniuriam'; *Sancti Bernardi Opera*, ed.J.Leclercq et H.M.Rochais, VII, Roma 1974, epistola 139, 335f.
- (83) 関口、シスマ、二八〇―一頁。
- (84) Classen, "La curia romana e le scuole di Francia nel secolo XII" in: *Le Istituzioni ecclesiastiche della «Societas Christiana» dei secoli XI-XII*, Milano 1974, 432-6.
- (85) Maleczek, "Das Kardinalskollegium...", *op.cit.*, 59ff.
- (86) Robinson, *op.cit.*, 73.
- (87) Schmale, *op.cit.*, 220.
- (88) ロータール宛 *JL*, 8371, 8388. ルイ六世と息子フィリップ宛 *JL*, 8380, 8381. ガリアの司教宛 *JL*, 8372a, 8386. クリュニー宛 *JL*, 8376.
- (89) アナレクトゥス二世が一一三〇年から一一三七年までに発給した文書は、*JL*, 8370-8432 に登録され、総数六十二通である。一方、インノケンティウス二世が発給した文書は、*JL*, 7403-8369 に登録され、文書数は合計九百六十六通に達する。両派尚書院の活動量が桁違いであることが

理解^{べんりやう}。

- (96) 関口、シムン、二七六頁以下。
- (97) 同前、二七八頁。
- (98) *PN*, XVII-2, 62-4; *JL*, 8411. 'si in nobis vel in nostris successoribus non remanserit; non ideo honoris seu dignitatis vel terre sue paciantur diminucionem.'; *ibid*, 63.
- (99) 'si mea culpa non remanserit, firmaverint investituram a te mihi concessam.'; *PN*, IX-18, 31.
- (100) A. Hauck, *Kirchengeschichte Deutschlands*, IV, Leipzig 1903, 143f.; Benson, *op. cit.*, 251ff.
- (101) *Vita Norberti, Archiepiscopi Magdeburgensis* (ed. R. Wilmans) in: *MGH*, SS XII C, 21, 702.
- (102) 'Nos igitur, maiestatem imperii nolentes minuire sed augere, imperatoriae dignitatis plenitudinem tibi concedimus et debitas et canonicas consuetudines presentis scripti pagina confirmamus. Interdicimus autem, ne quisquam eorum, quos in Teutonico regno ad pontificatus honorem vel abbatiae regimen evocari contigerit, regalia usurpare vel invadere audeat, nisi eadem prius a tua potestate deposcat, quod ex his, quae iure debet tibi, tuae magnificentiae faciat.'; *MGH, Constitutiones* I, Nr. 116, 168f.; *JL*, 7632.
- (97) 久保正幡・石川武・直居淳訳『ザクセンシュペーゲル・ラント法』創文社、一九七七年、第百六十一条、三〇六頁。
- (98) Bernhardt, *op. cit.*, 346f.; Hauck, *op. cit.*, 143.
- (99) Schmale, *op. cit.*, 200-2.
- (100) W. Petke, *Kanzlei, Kapelle und königliche Kurie unter Lothar III (1125-1137)*, Köln/Wien 1985, 427, 314.
- (101) 第二ラテラン公会議については、関口、公会議、八頁以下をみよ。
cf. Foreville, *op. cit.*, 73-95.
- (102) カホンの概要については、*HL*, V-1, 676-721, を参照。
- (103) 関口武彦「聖職者独身制の形成―教皇改革の理解のために―」『歴史学研究』第七五四号(二〇〇一年)二九頁。
- (104) M. C. Miller, "Masculinity, Reform, and Clerical Culture: Narratives of Episcopal Holiness in the Gregorian Era", *Church History* 72-1 (2003) 25-52.
- (105) マルクス・ブロック(井上泰男・渡辺昌美共訳)『王の奇跡―王権の超自然的性格に関する研究、特にフランスとイギリスの場合―』刀水書房、一九九八年、二八―三頁。
- (106) Imbart de la Tour, *op. cit.*, 513-30. 司教座聖堂参事会員のみによる司教選挙制の確立はエウゲニウス三世期といわれる。(J. Becquet, "L'élection épiscopale de Limoges et l'abbaye de Saint-Martial au XII^e siècle", *Revue*

Mabilon 60 (1982), 193-200)。だが司教選挙への普通法の適用も短命におわった。教皇留保権と教皇直任権の行使によってインノケンティウス四世期(一二四三-五四年)には普通法の一般的な適用は止むのである。cf. G.Barracough, "The Making of a Bishop in the Middle Ages: The Part of the Pope in Law and Fact", *Catholic Historical Review* 19 (1938), 275-319.

- (107) 同時期にリエージュで作成された著名な論考『教会内の多様な身分と宗教生活についての覚書』(*libellus de diversis ordinibus et professionibus qui sunt in ecclesia*)にも、先例を見出しえない在俗修道士《*monachi seculares*》への言及がある。彼らは修道誓願を立てず、上長を知らないし、特定教団にも所属していない。この種の修道士が近年増加しつつあることに著者は困惑し、かつ警戒している。来るべき時代の宗教運動の担い手として重要な役割をはたす在俗修道士の出現は西欧的な現象といつてよいだろう。関口武彦「*Diversi sed non-adversari*」『山形大学紀要・社会科学』第十八巻第一号(一九八七年)一五七-一九一頁を参照。

- (108) E. Werner, *Pauperes Christi: Studien zu sozial-religiösen Bewegungen in Zeitalter des Reformpapsttums*, Leipzig 1956, 25-52; K. Bosl, "Das Verhältnis von Augustinerhorherren (Regularkanoniker), Seelsorge und Gesellschaftsbewegung in Europa im 12. Jahrhundert", in: *Istituzioni*

monastiche e istituzioni canonicali in Occidente (1123-1215), Milano 1980, 419-549 bes. 531-49; id., *Armut Christi: Ideal der Mönche und Keizer, Ideologie der aufsteigenden Gesellschaftsschichten vom 11. bis zum 13. Jahrhundert*, München 1981; L.K. Little, *Religious Poverty and the Profit Economy in Medieval Europe*, London 1978, 70ff.

- (109) 関口、前掲論文、一八九頁。
 (110) H. グレントマン(今野国雄訳)『中世異端史』創文社、一九七四年、三〇頁以下。
 (111) R.B. Brooke, *The Coming of the Friars*, London 1975, 63ff.
 (112) カノン第九条を参照。cf. *COD* 215f.
 (113) *HL*, V-1, 687.
 (114) トゥール教会会議(一一六三年)カノン第八条、パリ教会会議(一二一三年)第二部カノン第二十条をみよ。cf. *HL*, V-2, 972, 1312.
 (115) *Mansi*, t.21, col. 1179.
 (116) 関口、前掲書、第四章および第五章。
 (117) Werner, *op. cit.*, 53-76; Bosl, *Armut Christi*, 39ff. 「忍歴説教運動は、ヨーロッパの最初の女性解放でもった」(Bosl, *ibid.*, 42)。
 (118) G.W. Greenaway, *Arnold of Brescia*, Cambridge 1931. が、今なおアルナルドに関する基本的文献である。cf. Little, *op. cit.*, 109ff.; Brooke, *op. cit.*, 69-71.

- (119) 7F. II-30,340f.
- (120) 'Dicebat enim nec clericos proprietatem nec episcopos regalia nec monachos possessiones habentes aliqua ratione salvari posse.' *ibid.*
- (121) W.Map, *De Nugis Curialium* (ed. and trans. by M.R.James) Oxford 1983,80-3. 関口、公会議' 一一頁。
- (122) John of Salisbury, *Historia Pontificalis* (ed. and trans. by M.Chibnall) Oxford 1986 (1956), 64f. 関口、*Diversi*' 一九〇頁。
- (123) 関口武彦「教皇改革(一)ー」『山形大学紀要・社会科学』第四十一巻第二号(二〇一一年)二頁。
- (124) この重要な教理については、K・アダム(吉満義彦訳)『カトリシズムの本質』岩波書店、一九三四年、第七、第八章をみよ。
- (125) グラティアヌス教令集の成立年代については、Chodorow, *Christian Political Theory and Church Politics in the Mid-Twelfth Century: The Ecclesiology of Gratian's Decretum*, Berkeley 1972, 255-9, 参照。
- (126) CIC, XXV, XXXI.
- (127) Chodorow, *op.cit.*, 47ff. インノケンティウス二世の側近には、ハイメリクスをはじめとして法学に精通していた者が少なくない。cf.R.Somerville, "Pope Innocent II and the Study of Roman Law", *Revue des études islamiques* 44 (1976), 105-14.
- (128) 関口、前掲書、四〇五頁。
- (129) 関口武彦「ローマ教皇庁と情報」『歴史学研究』第六二五号(一九九一年)五〇頁。
- (130) *JL*, 8042,8043. cf. Robinson, *op.cit.*, 385ff.
- (131) Greenaway, *op.cit.*, 99-118. F.Gregorovius, *Geschichte der Stadt Rom im Mittelalter vom V. bis zum XVI. Jahrhundert*, Band II-1, Darmstadt² 1988 (1978), 193ff.
- (132) Gregorovius, *op.cit.*, 207f.
- (133) A・ボルスト(藤代幸一訳)『中世の異端カタリ派』新泉社、一九七五年、八五頁以下。
- (134) 「何びともガスコニユ、プロヴァンスその他の地域に留まっている異端者とその追従者を支援したり保護してはならぬ」(*Mansi*, t. 21, col. 718)。モンペリエ(一一六二年)、トゥール(一一六三年)の教会会議でもカタリ派への警戒をよびかけた。
- (135) C.27. *COD*, 224.
- (136) Gregorovius, *op.cit.*, 211ff.
- (137) 関口武彦「改革教皇の改名」『山形大学紀要・人文科学』第十二巻第四号(一九九三年)五七頁以下。B.-U.Hergemöller, *Die Geschichte der Papstnamen*, Münster 1980, 77.

La Réforme Pontificale (Ⅲ)

Takehiko SEKIGUCHI

Ce qui fut déterminant pour parvenir au concordat de 1122 fut la reconnaissance par Calixte II d'un droit royal sur les biens et les droits transmis à l'Église. L'entente ne fut possible que lorsque chacun des partis reconnut les droits de l'autre. C'est ce que l'on fit au concordat de Worms, qui assurait à l'Église la libre élection des prélats, et à l'empereur une influence notable sur ces élections. Heinrich V renonçant à l'investiture par les symboles religieux de la crosse et de l'anneau, les biens temporels se trouvaient nettement séparés des biens spirituels. Cette séparation répondait à l'accord anglais de 1107. En Angleterre, par le compromis de Londres en août 1107, le roi renonce à toute investiture par la crosse et l'anneau, mais garde le droit à l'*hominium*. En Allemagne, en 1122, l'investiture des biens ecclésiastiques se fait par le sceptre, mais, là encore, l'*hominium* est maintenu.

La ratification du concordat de Worms fut l'objet principale du premier concile de Latran qui s'ouvrit le 18 mars 1123. Pourtant, si l'on en croit Gerhoh, chanoine régulier de Reichersberg, le pacte de Worms n'était pas du goût des grégoriens intransigeants (vieux grégoriens). Ceux-ci auraient manifesté leur désapprobation par le cri *non placet*. Nombreux sont les canons de Latran I qui visent à renforcer le pouvoir épiscopal (can. 2, 4, 8, 16). Les règlements particulièrement dignes d'attention, c'est-à-dire canons 4 et 16 visent à consolider, selon les principes de la nouvelle réforme, la structure paroissiale sous le contrôle des évêques, à affecter la *cura animarum* par l'ordinaire, à interdire aux moines de remplir, sans être institués par celui-ci, l'office curial.

A la mort d'Honorius II, le 13 ou 14 février 1130, les cardinaux sont profondément divisés. Au cours de la même journée, deux partis de cardinaux se réunirent pour élire et proclamer respectivement leurs candidats. C'est ainsi que Grégoire, cardinal-diacre de S. Angelo fut élu par les novateurs (*cardinales novitii*) et consacré sous le nom d'Innocent II, tandis que les vieux grégoriens se ralliaient à Pierre Pierleoni, cardinal-prêtre de S. Maria in Trastevere, dont la famille était le plus influente dans la ville, et qui fut proclamé sous le nom d'Anaclet II. Les cardinaux novateurs, dirigés par le cardinal-chancelier Aimeric, étaient formés dans les écoles d'Italie septentrionale et de France, et vouaient leurs efforts à la *cura*

animarum, tandis que la plupart des vieux grégoriens provenaient de Rome, d'Italie centrale ou méridionale, éprouvaient de la sympathie pour l'ordre bénédictin et espéraient la coopération avec les normands de Sicile et l'Italie du Sud.

A la différence des schismes antérieurs, tranchés dans la Curia Romana et dont seuls les résultats avaient été annoncés parmi les prélats du monde catholique, ou des schismes causés par l'intervention des pouvoirs laïcs, celui de 1130 a été discuté au Nord des Alpes et dans une large couche de clercs et de laïcs. Ce n'était pas assez pour le pontife légitime de pouvoir toujours rester dans Rome. Il fallait encore se faire reconnaître de la chrétienté tout entière.

Le schisme s'éteignit peu après la mort d'Anaclet (le 25 janvier 1138). Le concile oecuménique de Latran II fut convoqué (avril 1139) pour reprendre et compléter celui de 1123. Ce n'est pas par hasard que s'accomplit sous le pontificat d'Innocent II un très important travail du droit canonique. C'est la *Concordia Discordantium Canonum* (*Decretum Gratiani*) compilée vers l'année 1140.